

地方交付税の一方的な削減に反対する緊急アピール

平成 16 年度を初年度とする「三位一体の改革」は、地方交付税等が大幅に削減されるなど、地方財政に大きな影響を与えるものとなった。

これによってもたらされた財源不足の大きさは、福祉や教育など住民サービスの根幹を支える地方にとって短期間では容易に克服できるものではなく、今、すべての自治体は、必死の改革によってこの困難な状況に立ち向かおうとしている。

しかし、政府の経済財政諮問会議では、地方交付税の改革について、民間議員から地方財政計画を義務部分と自主部分に区分し、財源保障の範囲を義務部分のみとすることや、財務大臣からは地方にまだまだ無駄な歳出があるので 17 年度及び 18 年度で 7.8 兆円の地方交付税を削減すべきという、現場の状況を認識していれば到底ありえないような提案が出されている。

また、これらに関連して、与党においても地方交付税の年間 2 兆円の削減が検討されていると報道されているが、仮にこうした方向が具体化されるならば、「三位一体の改革」が本来目指していた地方の自主性の拡大どころか、四国地方のように税源に乏しく地方交付税に大きく依存した地域においては、多くの自治体で財政運営が直ちに不可能となる。

国においては、地方の実情を的確に捉え、本来の地方分権の理念に沿った自主・自立につながる「三位一体の改革」を推進するとともに、下記の点について、特に留意するよう、強くアピールする。

記

地方の固有の財源である地方交付税の改革においては、地方行財政の実情を十分に踏まえ、財源保障と財政調整の両機能を堅持し、単なる量的削減は、絶対に行わないこと。

平成 16 年 11 月 15 日

四 国 知 事 会

常任世話人 香川県知事 真鍋 武紀
徳島県知事 飯泉 嘉門
愛媛県知事 加戸 守行
高知県知事職務代理者
高知県副知事 吉良 史子

